

防人1第5995号

17.8.2

長官官房長
施設等機関の長
各幕僚長
統合幕僚会議議長 殿
技術研究本部長
契約本部長
防衛施設庁長官

事務次官

今後の不祥事防止施策について（通達）

昨今の自衛官による凶悪犯罪（殺人、強盗、放火及び強姦）の続発等の状況を踏まえ、防衛庁長官の指示により、防衛庁副長官を長として設置された人事教育施策等緊急検討委員会において、下記のとおり今後の不祥事防止施策がとりまとめられたので、その実施につき遺漏なきよう措置されたい。

記

凶悪犯罪を防止するため、従来からの不祥事防止施策とともに、以下の施策を重点的に推進する。

1 身上把握及び服務指導の充実・強化等

身上把握及び服務指導（以下「服務指導等」という。）にあたっている指揮官及び服務担当者（以下「指揮官等」という。）を組織的に支えるとともに、隊員のコミュニケーションを活発化するため、以下の施策等を推進する。

（１）准尉及び曹の自衛官を活用した服務指導等の充実

海上自衛隊においては、既に導入している先任伍長制度の有効性を点検しつつ、更なる活性化を図ることとし、陸上自衛隊及び航空自衛隊においても、准尉及び曹の自衛官を活用する同様な制度について引き続き検討し、その導入を図る。

（２）幹部自衛官に対する服務指導等の強化

幹部自衛官に対する服務指導等の知識・ノウハウに係る教育について、一層の充実強化を図り、幹部自衛官としての自覚を高めるとともに、上級の指揮官等は、幹部自衛官に対する服務指導等を適切に実施する。

（３）服務指導等に係る情報・ノウハウの共有の推進

各自衛隊の指揮官等は、各自衛隊内での服務指導等に係る情報・ノウハウの共有に努めるとともに、各自衛隊の区分を越えて相互に情報や意見の交換を行う。

隊員の採用又は異動に際しては、部隊間等で人事関連資料の伝達を確実に実施する。

（４）上司と部下、隊員同士のコミュニケーション強化

隊員の団結心・規律・社会性の涵養を図るとともに身上把握に資するため、部隊等における体育、サークル活動等を奨励し、隊員間の交流強化、ストレス軽減等を図る。また、隊員家族に対して部隊行事への参加を促すことなど、部隊等と家族との連携の強化を図る。

営舎内居住の意義を再認識し、パーティションによる個室化施策等を見直す。

（５）借財対策の推進

借財問題に関する指導を充実するとともに、借財問題に関する相談窓口の周知を図る等の施策を推進する。

2 私行上の非行に対する組織としての対応

私行上の非行であっても隊員が凶悪犯罪を起こせば、防衛庁・自衛隊全体に対する国民の信頼は著しく失墜するおそれがあるため、その未然防止、爾後の対応に組織を挙げて真摯に取り組むことが必要である。

(1) 不祥事を未然に防止する努力

不祥事の未然防止のためには、組織を挙げて各種施策を推進することが必要であり、特に、指揮官等は日々の服務指導等において、問題の兆候を早期に発見し、私行上の非行も含め不祥事の予測及び防止に努める。

(2) 不祥事が発生した場合の対応

不祥事を起こした隊員に対して厳正に処分を行うとともに、信頼回復に向けて原因究明と再発防止の検討等に組織的に取り組む。また、私行上の非行も含め不祥事の予測及び防止に係る職務上の注意義務が尽くされていたかについても十分検討し、指揮監督義務違反等の態様が明らかになった場合には、隊員の上司に対しても適切に処分を実施する。

(3) 懲戒処分の公表

部隊等において行った個々の懲戒処分については、別途定める通達に基づき公表する。

また、懲戒処分の年度ごとの統計についても公表する。

3 適格性を欠く隊員の早期排除（分限処分制度の適切な運用等）

隊員に対して、あらゆる機会を通じて精神教育・訓育の充実を図り、各種不祥事の事例研究などを通じ、実践的かつ具体的な指導の実施に努める。

他方、簡単に矯正できない素質や能力等により、職務遂行に支障のある隊員については、分限処分制度の具体的な実施基準・手続を定めた分限処分実施要綱（防人1第2123号。17.3.23）に基づき、適切に分限処分を実施する。

4 心身的な問題を抱える隊員のケア

心身的な問題を抱える隊員に対しては、メンタルヘルス教育の推進やカウンセリング制度の積極的な活用を図るとともに、指揮官・人事担当者等が医療機関とも連携しつつ、早期発見と適切な措置に努める。